

# 一般社団法人よねっこ

## かささぎキッズクラブ細則

### 第1条（対象校区）

本会が運営するかささぎキッズクラブの対象校区は、鵠小学校区とする。

### 第2条（対象児童）

対象児童は、前条に掲げる小学校に通学し、かつ、次に掲げる各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育できないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる児童である。

- 一 居宅外で労働することを常態としていること。
- 二 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- 三 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- 四 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 五 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- 六 震災等の災害の復旧に当たっていること。

### 第3条（職員の雇用条件等）

職員の雇用条件等に関しては、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）及び、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第百37号）、労働契約法（平成19年12月5日法律第128号）等関係法令を遵守し、また、別に一般社団法人よねっこ就業規則として定める。

### 第4条（職員の一般要件・職員の責任の範囲等）

- 一 職員の一般要件等については、条例第7条及び第8条第1項の規定に準じる。
- 二 職員は放課後児童支援員となるべく努めなければならない。
- 三 職員はかささぎキッズクラブ在籍児童以外の児童の責任を負わない。また、かささぎキッズクラブ在籍児童同士のトラブルまたは故意でなくても、私物（眼鏡・矯正器具など含む）の破損について一切の責任を負わない。

### 第5条（入所手続き、決定）

- 1 入所希望者は、入所申請書兼決定通知書と次の各号に掲げる書類のうち、いずれか該当するものを添付し、提出しなければならない。
  - 一 家庭状況証明書
  - 二 確約書
  - 三 その他必要な書類

- 2 前項の書類を受理した時は、入所の可否を役員会で審議し決定する。

#### 第6条（入所の拒否、停止、退所）

次の各号に定める要件が認められる場合は、入所を拒否、若しくは停止、又は退所させることが出来る。

- 一 定員に満ちたとき、又は設備その他の事情により受託能力がないとき。
- 二 感染症疾病又はその他の理由により他の児童に感染又は悪影響を及ぼすおそれがあると認められたとき。
- 三 第3条に規定する条件を満たさなくなったとき
- 四 保育料を当該月末までに保育料が納入されなかった場合。
- 五 利用者より退所の申出があったとき。
- 六 その他必要と認められたとき。
- 七 月途中での退所の場合、その月の保育料は満額を支払う（おやつ代含む）

#### 第7条（定員）

定員については、35名とする。子供の状況により定数は変動する。

#### 第8条（保育期間と時間及び休業）

- 1 保育期間は原則4月1日から翌年3月31日までの月曜から金曜までとする。  
ただし新1年生については入学式翌日、新2年生以上は始業式当日から翌年3月31日までとする。
- 2 保育時間は、次の号のとおりとする。
  - 一 平日 : 授業終了 ～ 午後6時30分
  - 二 春・夏・冬休み : 午前8時 ～ 午後6時30分
  - 三 土曜日 : 午前8時 ～ 午後5時
- 3 休業は、日曜日・祝日、土曜日第四、第五土曜日・授業参観日・避難訓練日とする。年末年始の休みは原則として12月28日から1月3日、旧盆の休みは原則として8月13日から16日の4日間とする。但しこれは年度により異なる場合がある。  
\*12月28, 29日については両親が都合のつかない方に限り保育する。  
\*特早・早番・土曜日・12月28.29日については申込書が必要である。

#### 第9条（保育料等）

- 1 保育料は、下記のとおり定める。なお、利用登録がある限り欠席の場合でも保育料は返金しない。
  - 一 保育料 月額 10,000円
  - 二 2人目 月額 8,000円
  - 三 ひとり親 月額 7,000円（兄弟で入所の場合一番低年齢の児童のみ適用）
  - 四 特早夏休み 1回 300円（上限 3,000円、冬・春は 1,500円）  
土曜日 1回 300円
  - 五 18時30分過ぎた場合 1回につき 300円（連絡ない場合1回1,000円とする。）

- 六 特別会費として夏休み 5,000 円、春休み 2,500 円、冬休み 2,500 円を徴収する。
- 七 夏休みのみ利用の場合 20,000 円、春休みのみ利用の場合 10,000 円、冬休みのみ利用の場合 10,000 円を徴収する。
- 2 保育料の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。
- 3 年度の財政状況によっては、保育料及び特別会費等が変動する場合がある。
- 4 特別会費は、春・夏・冬休みを全休する場合、春は 2 月末日、夏は 6 月末日、冬は 1 1 月末日までに申請する場合に限り特別会費を免除する。

#### 第 10 条（入会金）

新入会員については、入会金として 10,000 円を事前に現金で徴収する。但し一度入会した会員が退会の後、再入会する場合は、入会金は徴収しない。

#### 第 11 条（保育料の納入）

保育料の納入は、指定の銀行から毎月 25 日（土日の場合は、翌週の月曜日）に自動引き落としを原則とする。現金での納入は受け付けないものとします。

#### 第 12 条（保育料の延滞）

保育料が指定の銀行から引き落とされなかった場合、一般社団法人よねっこへ月末までに振込む事とする。（現金手渡しは禁止） その場合の振込手数料は自己負担とする。

#### 第 13 条（医療費補填）

よねっこの児童は傷害保険に加入することとし、保育中における児童の傷害については、支給される保険金額の範囲内でかかる医療費が補填されるものとする。尚、加入保険料については事前に現金で納入することとする。

#### 第 14 条（研修会費補助）

研修会の参加費用は、一般社団法人よねっこより補助する。

#### 第 15 条（保護者義務）

保護者は、次の号の義務を負うものとする。

- 一 入所時には別紙にて通知する消耗品を納めることとする。
- 二 その他、運営等について協力の要請がある場合には、それに従うこととする。
- 四 他の児童に感染する疾病等に罹患した場合、遅滞なく代表に報告する。
- 五 退所、休所は 1 か月前に申告する。
- 六 その他、代表が必要と認めること。

#### 第 16 条（児童の安全確保）

条例第 6 条の規定に基づき、非常・緊急時における児童の安全を確保するためのマニュアルを別に定める。また、同条第 2 項の規定に基づき、避難訓練を次の号の通り実施する

ものとする。

一 避難訓練は次の時期に実施する。

イ 5月（第一避難所）、7月（ライフジャケット）、10月（上ノ庄）、11月

#### 第17条（虐待の防止）

- 1 利用児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。また、防止するために行う事項を別に定める。
- 2 職員及び役員等は、利用児童が虐待を受けていることを発見、及び予見される場合は、関係諸機関に連絡しなければならない。

#### 第18条（個人情報の保護）

児童の保育等に関する情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）（以下「個人情報保護法」という）を遵守し、適正に管理しなければならない。

#### 第19条（帳簿等）

- 1 かささぎキッズクラブは、当該事業の実施に当たり次の帳簿等を備える。
  - 一 金銭出納簿等
  - 二 児童名簿、職員名簿
  - 三 児童出席簿、職員出勤簿、日誌等
  - 四 入所申請書、退所届等
  - 五 運営組織会議録
  - 六 事業報告書、収支決算書等
  - 七 その他、代表が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる帳簿等の保存年限は5年とする。

#### 第20条（調査）

- 1 代表は、必要があると認めるときは、保護者等に対して、保育に関する事項等について質問、及び、書面での提出を依頼することができる。
- 2 前項の規定に基づき質問等を行う際は、個人情報保護法等関係法令を遵守し行わなければならない。

#### 第21条（その他）

その他事項については、条例及び関係各種法令等を遵守し運営に当たるものとする。

#### 第22条（細則改正）

本細則の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成によるものとする。

附則

本細則は、令和5年4月1日より施行する。

本細則は、令和6年4月1日より施行する。